

水道料金・下水道使用料・個別排水処理施設使用料のお支払いに  
スマートフォンなどの電子決済（バーコード決済）が利用できます

水道局経営管理課 ☎(24)3252  
主査（経営企画担当）FAX(22)8810 水道局2階



▼スマートフォンなどの電  
子決済（バーコード決済）とは  
スマートフォンなどのモバ  
イル端末を用いた電子決済で、  
電子決済取扱各社のアプリを  
使用して水道料金・下水道使  
用料等納入通知書に印刷され  
たバーコードを読み取ること  
で、あらかじめチャージされ  
た残高や金融機関口座からお  
支払いできるサービスです。

## 6月検針分 7月支払分

次の電子決済（バーコード決済）  
アプリが使用できます。



▼金額は制限があります  
電子決済でのお支払い可能  
な金額は、1回の検針分の水  
道料金と下水道使用料などの  
合計金額（請求金額）が30万  
円未満です。  
※LINE payのみ、5万  
円未満の料金となります。  
バーコードが印字されてい  
ない納入通知書、支払金額が  
訂正された納入通知書、納付

▼対象の電子決済アプリをイン  
ストールする必要があります  
アプリのインストールやご  
利用にかかるデータ通信費は  
自己負担となります。  
※パソコンやワイヤレス・  
フォン（ガラケー）でのお支  
払いはできません。  
※電子決済での支払方法は各  
社のホームページなどで確  
認ください。

期限が過ぎた納入通知書や汚  
れなどでバーコードが読み取  
れないときはお取り扱いでき  
ません。  
▼電子決済での納付は、領収  
証書が発行されません  
領収証書が必要ときには、  
金融機関窓口またはコンビニ  
エンスストア店舗などの窓口  
で現金でお支払いください。

## お願い

北海道・北東北の縄文遺跡群の  
アンケートにご協力を  
埋蔵文化財センター管理係  
☎(24)4210  
FAX(21)9301 埋蔵文化財センター

北海道では、関係自治体と  
ともに、《北海道・北東北の縄  
文遺跡群》の2021年の世  
界遺産登録に向けた取り組み  
を進めています。遺跡を中核  
としたまちづくりや地域の活  
性化を見据えた今後の取り組  
みの参考とするため、ご意見  
をお聞かせください。



納め忘れはありません  
か？市税の電話案内  
納税課 ☎(24)0169  
FAX(23)6700 第2庁舎1階4  
納税係

市は、《納税案内コールセン

## 振り込め詐欺などに注意しましょう

電話での納税案内は、必ずオペレーターが「千歳市納税案  
内コールセンターの〇〇（名前）です」と名乗り、納付忘  
れの税目や期別、税額、納期限などをお知らせします。  
納付は、市が発行した納税通知書または納付書（再発行用）  
で納めていただきますので、電話案内の後に、直接集金に  
伺うことはありません。また、特定の金融機関名や口座番  
号を指定し、ATM（現金自動預払機）の操作や窓口での  
振り込みを指示するようなことは絶対にありません。不審  
な電話があったときなどは、納税課に連絡してください。

テレビ共同受信施設の  
工事・調査にご協力を  
電気設備課 ☎(24)0135  
共同受信施設係 FAX(22)8853 本庁舎3階33

市は、テレビ共同受信施設  
の老朽化にともない、更新工  
事や調査設計を行っていま  
す。工事期間中は、道路上で  
の工事による騒音や振動など  
でご迷惑をおかけすることが  
あります。

また、担当者が現地確認や  
工事のため、敷地内に立ち入  
ることがありますので、ご理  
解とご協力をお願いします。  
【対象区域】春日町1～5丁  
目、大和1・2・4丁目、栄町  
1～4丁目、北栄1丁目  
【期間】7月～令和3年3月

証明書コンビニ交付サ  
ービスを一時停止します  
市民課 ☎(24)0264  
市民係 FAX(49)2055 第2庁舎1階1

コンビニ交付システムのメ  
ンテナンスにより、7月23日  
から26日まで、住民票などの  
《証明書コンビニ交付サ  
ービス》を停止します。ご迷惑を  
おかけしますが、ご理解とご  
協力をお願いします。  
【サービス停止一覧】住民票  
の写し、印鑑登録証明書、所  
得税証明書、戸籍証明書、  
戸籍の附票の写し

## くらし

市営・学校プールの開設  
中止について  
スポーツ振興課 ☎(24)0855  
スポーツ施設係 FAX(22)8851 本庁舎1階13

市営・学校プールは、新型  
コロナウイルス感染症拡大防  
止のため、今年度の開設を中  
止します。  
【対象施設】信濃、北陽、日の  
出、向陽台、北栄、東、末広  
の各小学校と駒里小中、北斗  
中、青葉市営プール（10か所）



メッセージは  
こちらから

青少年非行・被害防止  
市民総ぐるみ運動  
青少年課 ☎(24)0862  
青少年指導係 FAX(27)3743 第2庁舎2階10

7月1日から1か月間、内  
閣府主催《青少年の非行・被  
害防止全国強調月間》、法務  
省主催《第70回社会を明るく  
する運動》、北海道主催《青  
少年の非行・被害防止道民総  
ぐるみ運動強調月間》が展開  
されます。

市は、《千歳市青少年非行・  
被害防止市民総ぐるみ運動・  
社会を明るくする運動》とし  
て実施します。  
本運動の実施にあたり、内  
閣総理大臣のメッセージ伝達  
があります。

マイナンバーの  
《通知カード》が廃止  
市民環境部主幹 ☎(24)0127  
個人番号カード担当 FAX(49)2055 第2庁舎1階1

今年の5月25日をもって、  
マイナンバーの《通知カード  
（紙のカード）》が廃止されま  
した。

このため、通知カードの再  
交付や記載事項変更などの手  
続きはできません。

当面の間、氏名・住所など  
の記載事項が住民基本台帳と  
一致している場合に限り、マ  
イナンバーを証明するものと  
して引き続き使用できます。

マイナンバーが記載された  
《住民票の写し》または《住  
民票記載事項証明書》でも代  
用できますが、この機会にマ  
イナンバーカードを申請して

## 千歳霊園・末広霊園への 無料送迎バスを運行します

市民生活課 生活環境係（第2庁舎2階9）  
☎(24)0261 FAX(27)3743

霊園の駐車場はお盆期間中大変混み合います。  
※末広霊園の最寄り停留所は《清流6丁目》。

運行日 8月13日（木）

## 「市役所」⇔「千歳霊園」 （千歳駅前経由）

| 停留所名    |   | 第1便   | 第2便    |
|---------|---|-------|--------|
| 福祉センター前 | 発 | 8時15分 | 10時05分 |
| 市役所前    | 発 | 8時16分 | 10時06分 |
| 仲の橋通    | 発 | 8時18分 | 10時08分 |
| 千歳駅前    | 発 | 8時20分 | 10時10分 |
| 末広4丁目   | 発 | 8時22分 | 10時12分 |
| 花園7丁目   | 発 | 8時23分 | 10時13分 |
| 清流6丁目   | 発 | 8時25分 | 10時15分 |
| 千歳霊園    | 着 | 8時35分 | 10時25分 |
|         | 発 | 9時35分 | 11時25分 |
| 清流6丁目   | 着 | 9時43分 | 11時33分 |
| 花園7丁目   | 着 | 9時45分 | 11時35分 |
| 末広4丁目   | 着 | 9時46分 | 11時36分 |
| 千歳駅前    | 着 | 9時49分 | 11時39分 |
| 仲の橋通    | 着 | 9時51分 | 11時41分 |
| 市役所前    | 着 | 9時53分 | 11時43分 |
| 福祉センター前 | 着 | 9時55分 | 11時45分 |

## 「北桜コミセン」⇔「千歳霊園」 （富丘コミセン経由）

| 停留所名   |   | 時 刻    |
|--------|---|--------|
| 北桜コミセン | 発 | 9時00分  |
| 新富ほっとす | 発 | 9時05分  |
| 新富3丁目  | 発 | 9時06分  |
| 富丘コミセン | 発 | 9時08分  |
| 清流6丁目  | 発 | 9時12分  |
| 千歳霊園   | 着 | 9時22分  |
|        | 発 | 10時35分 |
| 清流6丁目  | 着 | 10時43分 |
| 富丘コミセン | 着 | 10時47分 |
| 新富3丁目  | 着 | 10時48分 |
| 新富ほっとす | 着 | 10時52分 |
| 北桜コミセン | 着 | 10時57分 |

はいかがでしょうか。

▼マイナンバーカードの申請  
方法は？

交付申請書をお持ちの方  
は、郵送やオンライン申請が  
可能です。交付申請書が無い  
方は、書留で郵送します。  
市役所の窓口で申請のお手  
伝いもしていますので、詳し  
くはお問い合わせください。

▼どのくらいで発行されま  
すか？

申請から発行まで1、2か月  
かかります。交付の準備がで  
きましたら、はがきでお知ら  
せしますので、申請者本人が  
受け取りにきてください。



福祉サービス利用券を  
簡易書留で支給します

|          |             |
|----------|-------------|
| 高齢者支援課   | ☎(24)0295   |
| 高齡福祉係    | FAX(23)6700 |
| 障がい者支援課  | ☎(24)0327   |
| 障がい福祉係   | FAX(23)6700 |
| 第2庁舎 1階7 |             |
| 第2庁舎 1階6 |             |

市の指定を受けたバス、タクシー・ハイヤー、公衆浴場、温泉、理容・美容、はり、きゅう、あんま、マッサージに利用できる福祉サービス利用券を支給します。本年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、市役所での対面による配布は行わず、簡易書留による郵送（再送はなし）での支給となります。

【対象者・枚数】下の表のとおり  
※福祉サービス利用券は、1枚100円相当です。

【支給期間】8月上旬～中旬  
【注意事項】市民税の申告などがないときは対象にならないことがあります。  
※対象者が死亡、または市外に転居されたとき、本券は使用できません。

●お手元にある令和元年度福祉サービス利用券の有効期限は令和2年7月31日です。バス、銭湯などの回数券などの購入にも活用できますので、サービス券がまだ残っている方は、指定事業者へ直接お問い合わせのうえ、お早めにご利用ください。

低所得者に対する介護保険料（令和2年度）の減免

|          |             |
|----------|-------------|
| 高齢者支援課   | ☎(24)0297   |
| 介護保険係    | FAX(23)6700 |
| 第2庁舎 1階7 |             |

【対象】介護保険料が第2段階から第5段階の方で次の条件すべてにあてはまる方  
▼①世帯全員の前年の年間収入合計額（※）が「単身世帯」で100万円以下、「2人世帯」で150万円以下、「3人世帯」で200万円以下、「4人世帯」で250万円以下（以降、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算）  
▼②扶養義務者の税や医療費の扶養を受けていない  
▼③世帯全員の現金・預貯金、国債・地方債の合計が350万円以下  
▼④世帯全員が証券や株式などを保有していない  
▼⑤世帯全員が、自己居住用以外に不動産（農地を除く）を所有していない  
【申請方法】申請書（指定用紙）、介護保険被保険者証が納付通知書、平成31年分の収入合計額を明らかにする書類、健康保険証、印鑑、預貯金通帳（写し可）、そのほか対象者の①～⑤を証明する書類を持参  
【減免額】第1段階の保険料相当額まで減額（右下の表参照）  
※年間収入とは、《勤労、農業、事業（自営）、恩給・年金・失業給付、父母や子・兄弟姉妹などの扶養義務者からの仕送りまたは贈与》などの収入です。

| 高齢の方（担当：高齢者支援課）                                                         |      |
|-------------------------------------------------------------------------|------|
| ◎7月1日現在、市内に引き続き6か月以上住民登録があり、市民税が非課税の満75歳以上の方                            | 100枚 |
| 障がいのある方（担当：障がい者支援課）                                                     |      |
| ◎7月1日現在、市内に引き続き6か月以上住民登録があり、市民税が非課税で、次の①～⑤のいずれかにあてはまる方（①～④は障害者手帳をお持ちの方） |      |
| ①身体障害者手帳1～2級の方、または療育手帳A判定の方                                             | 200枚 |
| ②人工透析を受けている方のうち、身体障害者手帳をお持ちの方                                           |      |
| ③身体障害者手帳または療育手帳をお持ちで、①か②に該当しない方                                         | 100枚 |
| ④精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方                                                      |      |
| ⑤人工透析を受けている方のうち、身体障害者手帳をお持ちでない方                                         |      |

夏の交通安全運動  
（7月13日～22日）

|          |             |
|----------|-------------|
| 市民生活課    | ☎(24)0263   |
| 防犯・交通安全係 | FAX(27)3743 |
| 第2庁舎 2階9 |             |

交通ルールを確認し、思いやりのある交通マナーに努めましょう。13日は《飲酒運転根絶の日》です。飲酒運転をなくすためには、市民一人一人の《飲酒運転をしない、させない、許さない》という強い気持ちを持つことが大切です。市民全体で飲酒運転を根絶しましょう。

千歳市の介護保険の段階と年額保険料

| 段階 | 対象者                                                 | 年額保険料   |
|----|-----------------------------------------------------|---------|
| 1  | 生活保護の受給者または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の方                 | 17,640円 |
| 2  | 世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方          | 29,400円 |
| 3  | 世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方        | 41,160円 |
| 4  | 本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいて、公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方  | 52,920円 |
| 5  | 本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいて、公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方 | 58,800円 |
| 6  | 本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が120万円未満の方                     | 70,560円 |
| 7  | 本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方              | 76,440円 |
| 8  | 本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方              | 88,200円 |
| 9  | 本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が300万円以上の方                     | 99,960円 |

介護予防活動実施団体の  
事業経費の一部補助制度

|          |             |
|----------|-------------|
| 高齢者支援課   | ☎(24)0896   |
| 地域支援係    | FAX(23)6700 |
| 第2庁舎 1階7 |             |

市は、地域で介護予防のためにスポーツや花壇整備などの活動をしている、会員10人以上の高齢者の任意団体（老人クラブ、町内会などは除く）に、事業経費の一部を補助しています。  
補助申請に関する説明会などは実施しておりません。詳細は電話でお問い合わせください。

【申請期間】7月13日～17日／平日8時45分～17時15分／要電話予約

はかり定期検査を  
実施します

|          |             |
|----------|-------------|
| 市民生活課    | ☎(24)0183   |
| 市民生活係    | FAX(27)3743 |
| 第2庁舎 2階9 |             |

取引や証明上の計量を行うときは、《検定証印》など（※1）が付されたはかりを使用することが法律で定められています。また、2年に1度、北海道が実施する、はかりの定期検査を受けることが義務づけられています（※2）。



【検査日程】8月18日～21日  
【検査場所】北新コミセン

※前回（平成30年8月）、定期検査を受けている事業所に、《事前調査票》を送付しています。今回、初めて定期検査を受ける方は、ご連絡ください。

※前回の定期検査後にはかりを新規に購入または修理をしたときは、定期検査が免除される可能性があります。免除に該当するときは、免除シールを貼付しますので、ご連絡ください。

制度

国民年金保険料を納めることが困難なときは

|          |             |
|----------|-------------|
| 市民課      | ☎(24)0267   |
| 年金係      | FAX(49)2055 |
| 第2庁舎 1階1 |             |

経済的な理由などで国民年金保険料（月額1万6540円）を納めることが困難なときは、申請により保険料の全額または一部が免除される制度があります。

【対象となる所得基準】本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が下表の計算式で算出した所得基準の範囲内（失業による特例制度あり）  
【免除時の納付額】令和2年度は、下表のとおり

※免除の承認を受けても全額免除以外の方は、減額された保険料の納付をしなければ未納扱いになり、将来の老齢基礎年金の額に反映されないほか、障がいや死亡など不慮の事態が生じて年金を受給できないことがあります。

【期間】令和2年7月分～令和3年6月分

【申請に必要なもの】年金手帳または納付書など基礎年金番号がわかるもの、印鑑、雇用保険受給資格者証または雇用保

見る学ぶ

|                         |             |
|-------------------------|-------------|
| ちとせの介護保険<br>保健福祉サービスガイド | ☎(24)0295   |
| 高齢者支援課                  | FAX(23)6700 |
| 高齡福祉係                   | 第2庁舎 1階7    |

介護保険サービスなどを有効に活用できるよう、「ちとせの介護保険保健福祉サービスガイド」（令和2年6月1日改訂版）を作成しました。高齢者支援課で配布しているほか、市ホームページでもご覧になれます。

相談

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| スクールカウンセラー<br>による教育相談 | ☎(24)0859   |
| 青少年課                  | FAX(27)3743 |
| 生徒指導係                 | 第2庁舎 2階10   |

いじめや不登校など、心の悩みをご相談ください。義務教育における児童生徒・保護者の心の悩みに、スクールカウンセラーが、専門的な立場で助言・援助を行います。

【とき】7月27日、8月3、18日、9月3、28日／9時～16時  
【ところ】市役所第2庁舎2階相談室6（前日までの予約制）

人権困りごと相談所を  
開設します

|          |             |
|----------|-------------|
| 市民生活課    | ☎(24)0183   |
| 市民生活係    | FAX(27)3743 |
| 第2庁舎 2階9 |             |

人権擁護委員が、職場や近隣の人間関係、DV、セクハラ、ストーカー、差別やいじめ、インターネットでの誹謗中傷、相続問題などの相談に応じます。（無料、秘密厳守、予約不要）

【とき】8月8日（土）13時～16時  
【ところ】総合福祉センター3階



市ホームページ







廃棄物対策課 資源循環推進係  
☎(23)21110 FAX(23)2492

7月1日  
から

## プラスチック製買物袋の有料化が始まりました

令和2年7月1日から全国すべての小売店を対象に、プラスチック製買物袋（レジ袋）の有料化がはじまりました。広く普及している便利なプラスチックと賢く付き合うため、繰り返し使える《マイバッグ》や《マイバスケッ》などを持参して、一人一人ができるごみの削減に取り組みましょう。詳細は、経済産業省のホームページをご覧ください。



## 《野焼きはやめましょう》

庭先などで安易に庭木やごみなどを焼却していませんか。付近住民の方への迷惑、有害物質の発生の原因にもなりますのでやめましょう。法律では、風俗慣習上または宗教上の行事を行うものなど、やむを得ないときを除き、廃棄物を焼却してはならないと、定められています。法律に違反すると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金となりますので、ご注意ください。



## 職員募集

会計年度任用職員を募集します

《会計年度任用職員》とは、1会計年度内（4月1日～3月31日）で勤務する非常勤の地方公務員です。  
【申込】申込書（市指定用紙）を持参または郵送  
※郵送のときは簡易書留で同日必着。申込書類は、申込先の窓口か市ホームページで入手可。

| 職種／人数<br>勤務内容                           | 勤務場所     | 勤務時間                           | 報酬                           | 詳細・申込先                                                                                                               |
|-----------------------------------------|----------|--------------------------------|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                         |          |                                | 任用期間                         |                                                                                                                      |
| ①保健師／1人<br>乳幼児健診の保健指導、育児相談業務など          | 総合保健センター | 平日8時45分～17時15分の間で指定する時間（週35時間） | 月額148,761円～162,219円<br>※通勤費別 | 〒066-8686 東雲町2丁目34千歳市 保健福祉部 母子保健課 母子保健係（総合保健センター）<br>☎(24)0771 FAX(24)8418<br>8月7日（金）までに、必要書類を提出<br>※面接あり（日程は後日連絡）   |
|                                         |          |                                | 令和2年9月25日～令和3年1月14日（再任用あり）   |                                                                                                                      |
| ②保健師か助産師／1人<br>乳幼児健診の保健指導、育児相談業務など      | 総合保健センター | 平日8時45分～17時15分の間で指定する時間（月6～8日） | 時給<br>保健師1,158円<br>助産師1,228円 | 〒066-8686 東雲町2丁目34千歳市 保健福祉部 母子保健課 母子支援係（総合保健センター）<br>☎(24)0133 FAX(24)8418<br>8月7日（金）までに、必要書類を提出<br>※面接あり（日程は後日連絡）   |
|                                         |          |                                | 令和2年9月28日～令和3年3月31日（再任用あり）   |                                                                                                                      |
| ③保健師（家庭訪問）／1人<br>健康増進、自殺予防対策などの実施       | 総合保健センター | 年43日（月3～4日）                    | 日額8,980円～9,695円              | 〒066-8686 東雲町2丁目34千歳市 保健福祉部 健康づくり課 健康企画係（総合保健センター）<br>☎(24)0768 FAX(24)8418<br>7月27日（月）までに、必要書類を提出<br>※面接あり（日程は後日連絡） |
|                                         |          |                                | 令和2年8月1日～令和3年3月31日（再任用あり）    |                                                                                                                      |
| ④精神保健福祉士／1人<br>自殺予防対策に関する相談、普及啓発事業などの実施 | 総合保健センター | 年43日（月3～4日）                    | 日額8,295円～9,110円              | 令和2年8月1日～令和3年3月31日（再任用あり）                                                                                            |
|                                         |          |                                | 令和2年8月1日～令和3年3月31日（再任用あり）    |                                                                                                                      |

国保医療課  
国保給付係 ☎(24)0274  
FAX(23)6700  
【第2庁舎1階2】

7月は、国民健康保険料と後期高齢者医療保険料【第2期】の納付月です

※別に通知のある方は、国保医療課で更新手続きが必要です。  
長期不在などで保険証を受け取れない方は、ご連絡ください。

お手元にある《千歳市国民健康保険被保険者証》の有効期限は、7月31日です。新しい保険証（1人1枚のカード）は、7月末までに、確実にお手元に届くように、簡易書留郵便で住民登録のある住所に送付します。

新しい国民健康保険証を郵送します